

入院時食事療養費のご案内

- 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時、適温にて提供しています。

入院時食事療養費および 入院時生活療養費の食事代 (入院中の食事代)		令和7年4月1日からの 自己負担額
一般(住民税課税世帯)		510円 (1日3食 1,530円)
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去12カ月で90日までの入院日数	240円 (1日3食 720円)
	過去12カ月で90日を超える入院日数(長期該当)	190円 (1日3食 570円)
低所得者Ⅰ		110円 (1日3食 330円)

当院の食事は「基本メニュー」です。

- 産科のみお祝い膳をご用意しています。別途2,100円が発生します。
- 入院中の食費については、診察/投薬等の「療養の給付」とは別に、「入院時食事療養費」として給付することとなり、費用の一部を「標準負担額」として、患者さんにご負担いただきます。

【注意事項】

- 長期該当
住民税非課税世帯の方で、入院期間が90日を越えた方は、医療保険者へ【長期該当】の申請を行わないと減額の適用は受けられません。また、適用は、病院へ提示した月からとなります。
- 指定難病等の患者様は費用が異なりますので詳細をお知りになりたい方は、西館②番入退院受付にお声掛けください。